



長野県報

3月29日(木)
平成19年
(2007年)
第1850号

目 次

規 則

| | |
|--|---|
| 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（情報政策課） | 3 |
| 長野県都市公園規則等の一部を改正する規則（都市計画課） | 4 |
| 長野県短期大学学則の一部を改正する規則（教育総務課） | 4 |
| 長野県短期大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課） | 5 |
| 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課） | 5 |
| 長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則（教育総務課） | 5 |
| 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局） | 6 |

告 示

| | |
|--|----|
| 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正（財政課） | 6 |
| 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部改正（財政課） | 6 |
| 生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護、介護予防、居宅介護支援計画の作成、介護予防支援計画の作成、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を担当する機関の指定（地域福祉課） | 7 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止（地域福祉課） | 9 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課） | 9 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害福祉課） | 10 |
| 精神障害者社会復帰施設整備事業補助金交付要綱（昭和63年長野県告示第775号）の廃止（障害福祉課） | 10 |
| 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課・健康づくり支援課） | 10 |
| 児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会の設置（こども・家庭支援課） | 12 |
| 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課） | 18 |
| 救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回（医療政策課） | 18 |
| 公衆浴場設備改善事業等補助金交付要綱の一部改正（食品・生活衛生課） | 18 |
| 長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定（水環境課） | 18 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（生活排水対策課） | 18 |
| 信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域（ビジネス誘発課） | 19 |
| 中小企業融資規程の一部改正（ビジネス誘発課） | 19 |
| ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱の一部改正（農業技術課） | 20 |
| 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林整備保全重点地域の指定（森林政策課） | 20 |
| 保安林予定森林（4件）（森林整備課） | 20 |
| 保安林の指定施業要件の変更予定（5件）（森林整備課） | 22 |
| 森林法に基づく保安林の指定の解除（森林整備課） | 24 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路課） | 24 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路課） | 25 |
| 県道の路線の認定の一部改正（2件）（道路課） | 25 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 25 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（6件）（砂防課） | 26 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（6件）（砂防課） | 27 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（5件）（砂防課） | 28 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（5件）（砂防課） | 30 |
| 広域連合の規約の変更の許可（市町村課） | 32 |
| 政治資金規正法に基づく政治団体の届出（選挙管理委員会） | 32 |
| 政治資金規正法に基づく届出事項の異動の届出（選挙管理委員会） | 33 |
| 政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出（選挙管理委員会） | 42 |
| 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出（選挙管理委員会） | 43 |

| | |
|--|----|
| 政治資金規正法に基づく届出事項の異動の届出（選挙管理委員会） | 43 |
| 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出（選挙管理委員会） | 44 |
| 長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会） | 44 |
| 職員の任用に関する細則の一部改正（人事委員会事務局） | 45 |
| 平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規程により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（人事委員会事務局） | 45 |
| 漁業法の規定に基づく指示（長野県内水面漁場管理委員会事務局） | 47 |

公 告

| | |
|---|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課） | 48 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（NPO活動推進課） | 48 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定（情報政策課） | 48 |
| 表彰規則に基づく表彰（人事課） | 48 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく長野県廃棄物処理計画（廃棄物対策課） | 48 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課） | 49 |
| 地方卸売市場の廃止の許可（農業政策課） | 50 |
| 地方卸売市場における卸売の業務の廃止の届出（農業政策課） | 50 |
| 国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課） | 50 |
| 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課） | 51 |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく第10次鳥獣保護事業計画の策定及び公表（森林整備課） | 51 |
| 特定鳥獣保護管理計画の変更の公表（2件）（森林整備課） | 51 |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく第2期特定鳥獣保護管理計画の公表（森林整備課） | 51 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課） | 51 |
| 都市計画事業の認可（都市計画課） | 52 |
| 開発行為に関する工事の完了（2件）（建築管理課） | 52 |
| 警備業法に基づく検定（生活安全企画課） | 52 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（2件）（生活安全企画課） | 53 |

訓 令

| | |
|--|----|
| 長野県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正（人権・男女共同参画課） | 55 |
| 長野県人権施策推進協議会設置規程の一部改正（人権・男女共同参画課） | 55 |
| 長野県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正（保健厚生課） | 55 |
| 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程の一部改正（保健厚生課） | 55 |
| 正誤（医療政策課） | 55 |
| 正誤（森林整備課） | 55 |

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第6号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 知事等 次に掲げるものをいう。

ア 知事若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定に基づいて独立に権限を行使することを認められたもの

イ 知事が法令又は条例等の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法令又は条例等に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その代表者を含む。）

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の告示)

第3条 知事は、知事等が条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる条例等の名称及び条項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他知事等が必要と認める事項を、知事等の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

(2) 知事等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（知事

等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、知事等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書
 - (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が定める電子証明書
- 3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により申請等を行う者が行う電子署名その他の措置とする。
- 4 第1項の規定により申請等を行う者は、知事等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。
- 5 知事等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、知事等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができるものとする。
- 6 書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が、第1項の申請等を行うときは、知事等の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。
- 7 数通の同一の書面等の提出を要する申請等について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。
(電子情報処理組織による処分通知等)
- 第5条 知事等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、知事等の定めるところにより、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 2 知事等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。
- 3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により知事等が行う電子署名とする。
(電磁的記録による縦覧等)
- 第6条 知事等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。
(電磁的記録による作成等)

第7条 知事等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、知事等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、知事等が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

情報政策課

長野県都市公園規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第7号

長野県都市公園規則等の一部を改正する規則

（長野県都市公園規則の一部改正）

第1条 長野県都市公園規則（昭和41年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号のイ中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第2条 長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年長野県規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第13号中「(1) 養護学校」を「(1) 特別支援学校」に改める。
「(2) 特殊学級」を「(2) 特別支援学級」に改める。

（母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第3条 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和57年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（長野県文化会館管理規則の一部改正）

第4条 長野県文化会館管理規則（昭和57年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第2項第1号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（私立学校等の設置の手続等に関する規則の一部改正）

第5条 私立学校等の設置の手続等に関する規則（昭和59年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「盲学校、ろう学校又は養護学校（以下

「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に改め、同表の5の項、6の項及び8の項中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

別表第2の9の項から11の項まで中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

都市計画課

長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第8号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則（昭和36年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「助教授、専任講師」を「准教授、専任講師、助教」に改める。

別表第1の1の外国語科目の項中

「 英語ⅠA1 英語ⅠB1 英語ⅡA1 英語ⅡB1 英語コミュニケーションⅠA1 英語コミュニケーションⅠB1 英語コミュニケーションⅡA1 英語コミュニケーションⅡB1 」 を

「 英語Ⅰ1 英語Ⅱ1 英語Ⅲ1 英語Ⅳ1 英語コミュニケーションⅠ1 英語コミュニケーションⅡ1 」 に、「中国

語Ⅰ1」を「ポルトガル語Ⅰ1 ポルトガル語Ⅱ1 中国語Ⅰ1」に改め、同1の専門開放科目の項中「日本語の世界2」を「日本語の歴史2」に、「映画と文学2」を「メディアと表現文化2」に、「日米関係論2」を「日米関係史2」に、「日本政治論2」を「日本政治史2」に改め、同1の備考の1中「国際地域文化専攻」を「のうち国際地域文化専攻及び英語英米文化専攻」に、「英語ⅠA」、「英語ⅠB」、「英語コミュニケーションⅠA」、「英語コミュニケーションⅠB」、「英語コミュニケーションⅡA」及び「英語コミュニケーションⅡB」を「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「英語コミュニケーションⅠ」及び「英語コミュニケーションⅡ」に改め、同備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同表の2の多文化コミュニケーション学科国際地域文化専攻の項中「日米関係論2」を「日米関係史2」に、「日本政治論2」を「日本政治史2」に改め、同2の多文化コミュニケーション学科英語英米文化専攻の項中「演習「情報ネットワーク」2」を「演習「情報コミュニケーション」2」に、「情報ネットワーク2」を「情報コミュニケーション2」に、「詩歌の歴史・中国編2」を「中国文学史2」に改め、同2の多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻の項中「詩歌の歴史・日本編2 散文の歴史・日本編2 古代文学基礎演習2 近世文学基礎演習2 近代文学基礎演習2」を「日本古代文学史2 日本中世文学史2」に、「中国文学基礎演習2 日本語の世界2 日本語基礎演習2」を「日本語の歴史2」に、「日

「本近代文学史2」を「古代文学基礎演習2 近世文学基礎演習2」、「近代文学基礎演習2 中国文学基礎演習2 日本語基礎演習2 歴史学基礎演習2 日本近代文学史2」に、「映画と文学2」を「メディアと表現文化2」に、「詩歌の歴史・中国編2」を「中国文学史2」に、「日本政治論2 日米関係論2」を「日本政治史2 日米関係史2」に改め、同2の生活科学科健康栄養専攻の項中「基礎栄養学（食品学を含む。）2」を「基礎栄養学2」に改め、同2の幼児教育学科の項中「発達心理学演習I2 発達心理学演習II2」を「心理学演習2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日現に在学する者の履修すべき科目、単位数及び履修方法については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育総務課

長野県短期大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第9号

長野県短期大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

長野県短期大学の授業料等に関する規則（昭和52年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第6条の2第2号から第4号まで中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第5号中「盲者、ろう者」を「視覚障害者、聴覚障害者」に改め、同条第6号及び第7号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第14条中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に

改める。

第17条第4項第4号中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同項第5号中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第23条の見出しを「(位置等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 長野県生涯学習推進センターは、長野県総合教育センターに付置する。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

別表第7の教育総務課の項中

| | |
|-------|--------------------|
| 改革推進幹 | 教育改革の推進に関する事務の総括掌理 |
| 職員相談員 | 職員の相談 |

を

| | |
|-------|-------|
| 職員相談員 | 職員の相談 |
|-------|-------|

に改め、同表の保健厚生課の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|-----------|----------------------|
| こども支援課 | こどもの権利支援幹 | こどもの権利の支援に関する事務の総括掌理 |
|--------|-----------|----------------------|

別表第8の生涯学習推進センターの項を次のように改める。

| | | |
|------------|----|------------------|
| 生涯学習推進センター | 所長 | 所務の掌理及び所属職員の指揮監督 |
|------------|----|------------------|

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、長野県生涯学習推進センターに係る同表の1及び3に掲げる事項は、長野県総合教育センター所長が専決するものとする。

第7条第2項中「機関の」の次に「付置機関又は」を加える。

別表第1の(1)中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第3の1の(3)中「、長野県生涯学習推進センター所長」を削る。

別表第5の2の(1)中「及び昇格（昇任、退職及び死亡に伴う場合の特別昇給及び昇格を除く。）」を削り、同(2)を削り、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とし、同(5)を同(4)とし、同(6)を同(5)とし、同(7)を同(6)とする。

別表第7の1中「、長野県生涯学習推進センター所長」を削り、

同表の4中「長野県山岳総合センター所長」を「長野県生涯学習推進センター所長及び長野県山岳総合センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育総務課

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月29日

長野県人事委員会委員長 市村次夫
長野県人事委員会規則第3号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

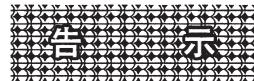
別表第1中「財団法人長野県勤労者福祉事業団 財団法人長野県文化振興事業団」を「財団法人長野県文化振興事業団」に、「財団法人長野県公園公社 長野県住宅供給公社」を「長野県住宅供給公社」に改める。

別表第2中「長野県職業能力開発協会」を「特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会 長野県職業能力開発協会」に、「社団法人長野県浄化槽協会」を「社団法人長野県環境保全協会 社団法人長野県浄化槽協会」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

**長野県告示第157号**

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年2月長野県議会定例会議決第43号）の一部を次のように改正します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号中「堺市」の次に「、新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

財政課

長野県告示第158号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年2月長野県議会定例会議決第44号）の一部を次のように改正します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号中「横浜市」の次に「、新潟市」を、「静岡市」の次に「、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

財政課